

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	土地区画整理事業の個人施行の認可		
根拠法令及び条項	土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第 4 条第 1 項		
所 管 部 課 名	都市計画部 区画整理課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	土地区画整理法第 9 条第 1 項、第 2 項	
	基 準	<p>1 申請手続きが法令に違反していないこと。</p> <p>2 規準若しくは規約又は事業計画の決定手続き又は内容が法令に違反していないこと。</p> <p>3 市街地とするのに適当でない地域又は土地区画整理事業以外の事業によって市街地とすることが都市計画において定められた区域が施行地区に編入されていないこと。</p> <p>4 土地区画整理事業を施行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に施行するために必要なその他の能力が十分にあること。</p> <p>5 都市計画法第 7 条第 1 項の市街化調整区域と定められた区域が施行地区に編入されている場合においては、当該区域内において土地区画整理事業として行われる同法第 4 条第 12 項に規定する開発行為が同法第 34 条各号の一に該当すると認められること。</p>	
	設定年月日	平成 13 年 4 月 1 日	最終変更年月日
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 50 日程度 (注: 休日は含まない。)	
	内 訳	経由機関 日 (機関名) 協議機関 日 (機関名) 処分機関 50 日	
	設定年月日	平成 13 年 4 月 1 日	最終変更年月日
備 考			